

第125回平塚市個人情報保護運営審議会議事録

日時 令和3年8月6日(金) 14:05～17:25	場所 オンライン会議 (平塚市役所本館 720会議室)	確認者 諸坂会長
-------------------------------	-----------------------------------	-------------

出席者 25人	委員 諸坂会長、佐藤委員、石川委員、児玉委員、慎委員、長谷川委員、和田委員
事務局 舩水課長、鈴木課長代理、青木主査、中戸川主任、黒沢主事	
実施機関 市民税課(宮代担当長、平本主査)	
	健康課(磯部課長、岡田担当課長、鶴井課長代理、上家担当長)
	教職員課(宮坂課長、大見主査)
	教育研究所(香川主査、小松崎主査、荒川主査兼指導主事)
	子ども教育相談センター(神田所長、中山所長代理)

1 第124回議事録の確認について
議事録の確認を行った。

2 議題

(1) 保有個人情報の目的外利用に関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第9条第1項第6号:諮問第357号)【公開】

(審議対象事務)

市民税課「住民税課税事務」

健康課「保健事業における市民税非課税証明書発行事務」

(実施機関の説明)

これまで税の証明窓口で発行していた市民税非課税世帯の市民への受診料免除証明書発行業務を、令和4年度から健康課で実施したい。健康課では、申請者が市民税非課税世帯に属するか否かの情報を保有していないため、市民税課の保有する住民税の課税情報を利用し、市民税非課税世帯に属するかを確認し、証明書の発行業務を行いたい。

(審議の結果)

当該事務における住民税課税情報の利用について、諮問の内容を認める。ただし、次のとおり意見した。

意見

現時点では、申請者に対し、市が市民税非課税世帯に属することを証明する証明書の様式が確定しておらず、申請者を含む同一世帯員の個人情報がどのような形で証明書に記載されるのか確認することが出来なかった。証明書の様式が確定した段階で審議会に再度報告すること。

(2) 保有個人情報のオンライン結合による外部提供に関する諮問について(平塚市個人情報保護条例第10条第2項:諮問第358号、第359号、第360号)【公開】

(審議対象事務)

教育研究所「児童・生徒の学習支援」

(実施機関の説明)

GIGAスクール構想に基づき、児童・生徒一人一人にタブレットを配布し、授業支援ソフト等を用いた学習を行う。タブレット端末を用いた学習を行うためには、それぞれの会社(株式会社JMC・Sky株式会社・ライズ株式会社)が提供するクラウドサービスを利用する必要がある。クラウドサービスを利用することにより、提供先はクラウドサーバ内の個人情報を閲覧することができる状態となるため、平塚市個人情報保護条例第10条第2項の規定するオンライン結合による提供にあたる。

(審議の結果)

当該事務における保有個人情報のオンライン結合による外部提供について、諮問の内容を認める。ただし、次のとおり意見し、諮問資料を修正することを求める。

意見

諮問第359号及び第360号の諮問資料では、提供する個人情報の項目として、「成績・評価」の記載がある。実施機関からの説明によると、ここでいう成績・評価とは、各学校が通知表等で表す成績・評価ではなく、児童・生徒がタブレット端末を用い、どのような学習を行ったのかの履歴ということであった。実際の成績の情報も提供されるという誤解を生む恐れがあることから、提供する個人情報の項目の表現を変更すること。

GIGAスクール構想に基づき、全国的にクラウドサービスの利用が進んでいるとのことであるが、クラウドサーバからデータが流出した場合の対策として、シミュレーションを必ず行うこと。

修正部分

諮問資料の「提供する個人情報の項目：成績・評価」の表現を修正すること。

(3) 個人情報取扱事務に係る届出の報告について(平塚市個人情報保護条例第7条)

【公開】

- ・ 個人情報取扱事務に係る届出について、新規登録11件、登録変更51件、廃止1件の報告が事務局からあり、内容を確認した。
- ・ 平塚市の通話録音機器の運用について、要綱に規定されている「告知しないことがやむを得ないと認められるとき。」に該当する場合を所管課に確認の上、次回報告することとした。

(4) 外部委託等に係る報告について(平塚市個人情報保護条例第50条第2項)【公開】

- ・ 個人情報取扱事務の外部委託等(実施機関以外のものに電子計算機を用いて個人情報取扱事務を行わせる場合)について、新規委託9件、変更(委託契約の更新等)4件、委託終了7件の報告が事務局からあり、内容を確認した。
- ・ こども家庭課の実施している業務委託について、個人情報の管理に当たって検査、監査等を行わない理由として、取扱場所が遠方であることを挙げている。しかし、遠方であることは検査、監査等を行わない理由とはならないため、記載を修正することを意見した。

(5) 漏えい事故に係る報告【公開】

- ・ 実施機関(市長及び教育委員会)より、発生の経緯や対応結果、再発防止策等の報告を受けた。

子ども教育相談センター	誤送信
教職員課	不正利用、紛失、誤配布、紛失
健康課	誤交付

漏えい事故が発生した際は、原因の根本を押さえた上で、再発防止に努めることを意見した。また、ヒューマンエラーは起きてしまった場合は、いかに早く事態を収束させるか大事になる。漏えい事故を起こさないための体制と漏えい事故が起きてしまった後の対応体制を整備することが大切であると意見した。

3 その他

- ・ 次回の審議会は、令和3年10月8日(金)に開催する。

以上

< 配付資料 >

第 1 2 4 回議事録

平塚市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づく利用・提供の制限に関する
諮問事案一覧

平塚市個人情報保護条例第 1 0 条第 2 項の規定によるオンライン結合による提供の制
限に関する諮問事案一覧

個人情報取扱事務に係る届出の報告について

個人情報取扱事務の外部委託等に係る報告について

令和 3 年度個人情報漏えい事故概要

第 1 2 4 回平塚市個人情報保護運営審議会からの意見等への対応について

答申の写し